

令和5年度 第7回大島町農業委員会総会議事録

令和5年度定例大島町農業委員会が、令和5年10月24日（火）午前10時より大島町役場3階第3会議室にて開催された。

1、農業委員会委員は、次の通り

- | | | | | |
|--------|--------|--------|---------|---------|
| 1、新保鐵雄 | 2、向山吉昭 | 3、中拂晶 | 4、五十嵐初代 | 5、笠間隆夫 |
| 6、三田一也 | 7、春木望 | 8、中山定彦 | 9、中村富長 | 10、山本政一 |

2、農地利用最適化推進委員は、次の通り

- | | |
|--------|--------|
| 1、吉田義孝 | 2、澤田波夫 |
|--------|--------|

3、欠席委員(農業委員・農地利用最適化推進委員)

- | | | | |
|------|--------|--------------|--------|
| 農業委員 | 9.中村富長 | 農地利用最適化推進委員会 | 1、吉田義孝 |
|------|--------|--------------|--------|

4、出席職員は次の通り

- | | |
|------|------|
| 中田太 | 産業課長 |
| 山田貴訓 | 係長 |
| 青木陽尚 | 主事 |

5、付議された案件

日程第1：農地の権利移動の許可について

日程第2：農地の転用のための権利設定の許可申請に係る意見について

日程第3：その他

6、本日の書記は次の通り

主事 青木陽尚

向山議長 それでは令和5年度第7回農業委員会総会を開催いたします。 本日の出席委員は10名中9名、欠席委員は1名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。なお推進委員の方は2名中1名参加していただいています。ありがとうございます。それでは、本日の日程につきましてお諮りいたします。お手元に配布している日程表のとおりといたしますがご異議ございませんか。

(～異議なしの声 多数～)

異議なしの声があがりましたので、異議なしと認めます。大島町農業委員会規則第41条に規定する議事録署名委員は6番委員さんと7番委員さんをお願いいたします。よろしくをお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局の青木氏を指名いたします。

よろしくお願いいたします。それでは日程第1、「農地の権利移動の許可について」について議案第5号上程いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局(青木) はい、説明いたします。農地の権利移動の許可について、まず、議案第5号をご説明いたします。申請人及び譲受人は□□▲丁目▲番▲号▲、○○、▲歳。譲渡人は□□、○○、▲歳。申請地は、□□▲番▲。面積は▲平方メートルでございます。申請事由ですが、譲受人である○○は、譲渡人である○○より申請地を無償にて取得し、野菜、果樹を栽培する農地として利用したいというものです。営農状況といたしまして、常時従事者1名です。次のページをご覧くださいますと、申請地への案内図となっております。申請地は、□□から□□の道を□側へ▲メートル程進んだ□側に位置します。次のページをご覧くださいますと申請地の公図となります。説明は以上になります。

向山議長 はい、ありがとうございました。ただいまの説明内容に関連して地区担当委員の方から単刀直入で補足説明等ありましたらお願いいたします。

中山委員 はい。

向山議長 はい。8番委員。

中山委員 8番中山から補足説明させていただきます。

事務局(青木) はい。

中山委員 議案5号。○○さんからの農地法3条の農地の権利移動についての地番、□□▲番▲、面積は▲平方メートルです。普通畑と▲平方メートルの農振農用地が混在している一部農振畑で、全体で▲平方メートルです。令和5年10月16日、差木地地元委員の会長の向山委員、それから私中山と波浮地区農業委員の五十嵐委員、申請者譲受人である○○さん、産業課事務局の青木さんの5名にて現地確認、調査見回りをいたしました。その結果申請通り3委員とも異議無いということです。不耕作地解消のためということもありますので、ご審議の上よろしくお願いいたします。それでは申請地の中身の内容の説明に入らせていただきます。申請地の□側には公道が走っています。□側には沢があります。申請地内に農業用住宅と倉庫があり、倉庫の中には農業用機械等が入っていました。本人もやる気十分でしたので頑張っていたきたいと思います。以上でございます。よろしくお願いいたします。

向山議長 ありがとうございます。他に何かありましたら。

事務局(青木) はい。

向山議長 はい。事務局。

事務局(青木) 事務局からすいません。1点訂正をお願いします。2ページの議案5号の部分なのですが、申請地の面積が▲平方メートルということで記載があるのですが、こちら▲平方メートルが正しいので訂正をよろしくお願いいたします。

向山議長 はい、ありがとうございます。何か他に発言のある方は。無いようでしたら。

三田委員 良いですか。

向山議長 はい。6番。

三田委員 これは無償譲渡ということで。親戚ですね。

向山議長 叔母と姪で、叔母名義です。

- 三田委員 ですよね。その辺が読んでいるときに分からなくて、今の説明で分かりました。多少なりとも土地の課税評価っておりますよね。譲渡税がかかりますよね。
- 事務局(青木) はい。
- 三田委員 だからそれを一生懸命やろうとしている方に多少なりとも、そういう説明もある意味では支援になるのかなと思いますので。
- 事務局(青木) はい。
- 向山議長 はい。事務局。
- 事務局(青木) はい。その件は話に、話が役場に來た段階で既に譲与税がかかってしまうことや、有償で売買した方が安い場合もあるということはお話させていただいております、その上で無償譲渡ということで選んでおりますので大丈夫です。
- 三田委員 分かりました。ありがとうございます。
- 向山議長 はい、どうも。他に何かありますか。無いようでしたら。日程第1、議案5号「農地の権利移動の許可について」原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
- (全員 挙手)
- 向山議長 全員賛成ですので議案第5号については、原案のとおり承認いたします。それでは議案第6号上程いたします。事務局より説明をお願いいたします。
- 事務局(青木) はい、議案6号を説明いたします。申請人及び譲受人は□□▲番地、〇〇、▲歳。譲渡人は□□▲番▲、〇〇、▲歳。申請地は、□□▲番▲。面積は▲平方メートルでございます。申請事由ですが、譲受人である〇〇は、譲渡人である〇〇より申請地を有償にて取得し、夏野菜を栽培する農地として利用したいというものです。営農状況といたしまして、常時従事者1名です。次のページをご覧くださいますと、申請地への案内図となっております。申請地は、□□から□側に▲メートル程進んだ右側に位置します。次のページをご覧くださいますと申請地の公図となります。説明は以上です。
- 向山議長 ありがとうございます。ただいまの説明内容に関連して、地区担当委員の方から補足説明を単刀直入をお願いいたします。
- 笠間委員 はい。
- 向山議長 はい。5番。
- 笠間委員 それでは説明します。10月6日に泉津を担当している推進委員の吉田さんが欠席ということで春木委員、中拂委員、私と事務局の青木さんの4人で行ってきました。非常に日当たりが良く、今は何も使っていない土地です。この6ページの左の方に見える通り、少し縦長の建物があります。これは現在無いですが、昔ガラス温室があった跡です。つまりこの辺りは農地として使っていたということですね。本人はトラクターを持っていますし、▲歳の男性ですから、このガラス温室がある方とその正面の横に長いほうはすこし伐採すれば簡単に使えるのではないかと思います。ただ、広い方については大木などもありまして、相当苦勞するのではないかと思います。それができれば十分農地として利用できる場所だと思います。ですからこれは許可しても問題ないと思います。あとお二方で補足説明があれば。
- 春木委員 特にありません。

- 笠間委員 良いですか。
- 向山議長 ありがとうございます。何かご質問等ございませんか。ありがとうございます。特に無いようですので日程第1、議案第6号「農地の権利移動の許可」について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
- (全員 挙手)
- 向山議長 全員賛成ですので議案第6号については、原案のとおり承認いたします。続きまして、日程第2、「農地の転用のための権利移動の許可申請に係る意見」について議案第8、9、10号上程いたします。事務局より説明をお願いいたします。
- 事務局(青木) はい、説明いたします。農地の転用のための権利移動の許可申請に係る意見についてです。申請人及び譲受人は□□▲番▲、〇〇。譲渡人は□□▲丁目▲番▲、〇〇。□□▲番地、〇〇。□□▲番地▲、〇〇。申請地は、□□▲番▲、面積は▲平方メートルです。次のページをご覧くださいますと、申請人及び譲受人は□□▲番地▲、〇〇。譲渡人は□□▲番地、〇〇。□□▲番▲号、〇〇。申請地は、□□▲番▲、面積は▲平方メートルです。次のページをご覧くださいますと申請人及び譲受人は□□▲番地▲、〇〇。譲渡人は□□▲番地▲、〇〇。申請地は、□□▲番▲、面積は▲平方メートルです。申請事由ですが、申請地所有者より有償にて取得し、駐車場として使用するというものです。申請地の農地区分といたしましては、農業振興地域以外の農地であり第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれにも該当しないことから、第2種農地と判断されます。次のページをご覧くださいますと、申請地への案内図となっております。申請地は、□□の□側に位置します。次のページをご覧くださいますと申請地の公図、また次のページをご覧くださいますと転用計画図となります。以上です。
- 向山議長 はい、ありがとうございます。ただいまの説明内容に関連して、地区担当委員の方から補足説明を単刀直入でお願いします。
- 山本委員 はい。
- 向山議長 はい。10番。
- 山本委員 譲受人の□□さんは□□を経営していきまして、場所は□□の□側のちょっと□側に▲メートルくらい下った所に店舗があります。その店舗の正面の駐車場が狭く、また、近隣の方が駐車場付近を通行するため、数台しか停められない状況です。そのため、今回の申請地に新たに駐車場を設けるそうです。見たかぎりでは問題ないと思います。
- 向山議長 はい。ありがとうございます。他にどなたか発言のある方は挙手でお願いします。よろしいですか。それでは採決いたします。日程第2、議案第8、9、10号「農地の転用のための権利移動の許可申請に係る意見」について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。
- (全員 挙手)
- 向山議長 全員賛成ですので、議案第8、9、10号については、原案のとおり許可相当とし、東京都へ進達いたします。続きまして、議案第7号上程いたします。事務局より説明をお願いいたします。
- 事務局(青木) はい。説明いたします。申請人及び譲受人は□□▲丁目▲番▲号、□□、〇〇。譲渡人は□□▲丁目▲番▲号、〇〇。申請地は、□□▲番▲及び▲番▲、面積は▲平方メート

ルと▲平方メートルです。申請事由ですが、譲受人である〇〇は、今回の申請地所有者である〇〇より取得し、学生専用寮として使用するということです。申請地の農地区分といたしましては、農業振興地域内の農地であり第1種農地と判断されます。また、農業振興地域除外に関しましては、すでに都から同意をいただいておりますのでこちら現在普通畑となっております。次のページをご覧くださいますと、申請地への案内図となっております。申請地は、□□の□□の道向かいの□側に位置します。次のページをご覧くださいますと申請地の公図、また次のページをご覧くださいますと転用計画図となります。以上です。

- 向山議長 ありがとうございました。この件に関しまして、発言のある方は挙手をお願いします。
- 笠間委員 はい。
- 向山議長 はい、5番。
- 笠間委員 はい。この申請地の工事等はもう決まっているのですか。
- 事務局(青木) はい。
- 笠間委員 予算がついている。
- 事務局(青木) 今年度の予算は申請地の伐根と整備の分までしかないのですが、来年度以降また予算をつけてこの寮の建設に入っていきます。
- 笠間委員 申請地が実際に寮として使用できるのはどのくらいになりますか。
- 事務局(青木) 令和8年度です。
- 笠間委員 8年度。
- 向山議長 3年かかるのですね。
- 笠間委員 つまりこれは島外の子どもの寮という事ですね。
- 事務局(青木) はい。
- 三田委員 今、高校の寮は無いのですか。昔はあった記憶だったのですが。
- 事務局(青木) 現在は無いです。
- 三田委員 よろしいですか。
- 向山議長 はい。6番。
- 三田委員 今回の寮は他の島というよりも都心の方が対象ですか。
- 事務局(青木) 本州の方が来ることを想定して作られます。
- 向山議長 そうだな。
- 笠間委員 会長。
- 向山議長 はい。5番。
- 笠間委員 定員は何人くらいですか。
- 春木委員 18名です。
- 笠間委員 18名。では結構な経済効果も期待できるのですね。そこで働く人とか。
- 中拂委員 3番。
- 向山議長 はい。3番。
- 中拂委員 生徒募集を8年度からということですか。
- 事務局(青木) 生徒募集は7年度の4月からです。募集は7年度の内に行い、8年度の4月から利用します。

- 中拂委員 8年の4月から入る。わかりました。
- 向山議長 よろしいですか。それでは採決いたします。日程第2、議案第7号「農地の転用のための権利移動の許可申請に係る意見」について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。
- (全員 挙手)
- 向山議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第7号については、原案のとおり許可相当とし、東京都へ進達いたします。続きまして、日程第3「その他」について、事務局より何かありますか。
- 事務局(青木) はい。事務局から5点ほどお話しさせていただきます。まず農業委員会だよりになります。お手元に去年のものをお配りしておりまして、今年の視察が1月に花展と大田花きということで調整している最中なのですが、農業委員会だより自体の発行が2月の1日になっておりますので、そうするとギリギリ間に合わないかなということで考えております。今回お便りに載せたい内容がもし何かあれば、今お聞きしたいと思っております。こちらまだ余裕がありますので、12月までくらいでご意見いただければと思います。今回の総会の時でなく、産業課にご連絡いただければ次の農業委員会等でこのような形になりそうですというのをお伝えさせていただこうと思います。で、こちらご検討いただければと思います。
- 向山議長 はい。ありがとうございます。この件に関して前年度は確か印刷の都合で11月いっぱいくらいということでしたけど今回は12月いっぱい。
- 事務局(青木) 11月いっぱいですね。12月までなので、11月終わり、12月初めくらいで。すみませんが。
- 向山議長 ではそれでよろしいですか。
- 事務局(青木) はい。
- 向山議長 お願いします。
- 事務局(青木) ご意見頂いて、例えば大島で農地を視察に行くということになると日程調整等がありますので、もしそういった皆で集まって現地視察等に行くということであれば来月までにその意見を頂きたいです。また、もし他に例えば農地法の説明等入れるということであれば11月いっぱい大丈夫なので、ご検討いただければと思います。
- 向山議長 去年のような最低限の法律的なものはやはり必要でしょう。
- 事務局(青木) 追加でお伝えいたします。去年の農業委員会だよりのアボカドの欄が丸々空いてしまうような状況になりますので、そこを埋めるような形で何か案がありましたらよろしくをお願いいたします。次に行きます。農地利用状況調査の件です。こちら皆様に各農地に回っていただいているのですが、その中で提出を可能な限り10月中に提出をよろしく申し上げます。
- 五十嵐委員 11月中じゃなくて10月中ですか。
- 事務局(青木) 11月中に提出してくださいと言って、遅れて遅れてというのが去年ありましたので、可能であれば10月末までに頂いて、そこは努力していただくことなので超えてしまっても11月に提出でも大丈夫ではありますが、一応目標は10月末ということでよろしく申し上げます。次に前回お話ししていた表彰です。こちらお手元に資料をお配りしてお

りまして、第50回農業委員会等功労者ならびに令和5年度農業功労者の表彰事業の実施について、こちら農業会議からの資料になりまして以前お話ししておりましたが、こちら推薦等される方がいらっしゃいましたらご意見等頂きたいと思います。次にお手元に配布してあります資料で大島町表彰条例を用意させていただきました。大島町の総務課でとりまとめている表彰についてです。こちらも農業委員会、その他特別職、条例の中の第4条の7、8の部分でその他の特別職の職員として満12年以上その職にあったもの。その他の特別職員として満8年以上その職にあつてその業績が顕著なもの、と書いてありますので、こちらと同じく表彰される方が居りましたらこちらの推薦もよろしく願いいたします。先ほどの農業会議の表彰が東京で行うことになりますので、ちょっと皆さんの都合等もあると思うのですが、今回総務課の表彰が令和6年2月の9日に表彰がありまして、こちら大島町内で行いますので、こちらの方はご参加いただきやすいかなと思います。また、締め切りが令和5年11月の13日になっておりますのでそれまでにご推薦いただければと思います。補足で、前は平成31年に春木さんが対象で表彰されています。確か向山さんも対象だったのですが。

春木委員 そうです。

事務局(課長) 辞退されて。12年以上が対象になるのかなという。

向山議長 もう17年。

事務局(課長) そろそろどうですか。

向山議長 いや良いです。すみません。そういうのは受けないです。

笠間委員 他に対象になる人いますか。

事務局(課長) 8年。

事務局(青木) 8年以上の方。

笠間委員 向山さんも辞退しないで受ければいいのに。

春木委員 ですよ。向山さんもらった方がいいですよ。

笠間委員 個人的な考えはあると思うけども、向山さんが辞退したら他の人は受け難いですよ。

向山議長 悪いですが私はそういうのは。

中拂委員 次の方が受けにくくなってしまうから。

事務局(課長) すみません。第3条の一般表彰の方も推薦をお願いしたいのですが、去年は事務局の不手際でご案内できなかったのですが、その前の年は□□の〇〇さんの奥さん。〇〇さんと〇〇さんの2名を推薦しております。その前の年が〇〇さん。〇〇さん。大体毎年誰かしら推薦させていただいているので、今年度もぜひこの人だっという場合は教えて頂ければと思います。

笠間委員 推薦して表彰は受けています。

事務局(課長) 推薦して、承諾した方だけ。本人が受けるかどうか分からないですが、推薦だけしていただければそれだけ声掛けしますので。

笠間委員 これが11月の13日まで。

事務局(課長) はい。

事務局(青木) はい。

笠間委員 〇〇さんは実家の仕事の手伝いとか。

事務局(課長) はい、そうですね。

笠間委員 ○○さんは表彰されているのに奥さんはどうかな。□□しか分からないから。

中山委員 ○○さんは表彰式を断ったと聞いた気がしました。

笠間委員 本当ですか。

向山議長 あと、どうでしょう、○○ミさんの娘さんが一生懸命やっているのですが、岳の平の、親が亡くなった後を継いでその畑をそっくり一生懸命やっている。以前○○さんの畑を譲り受けた件があったのですよ。名前忘れてしまいました。○○さんの。

事務局(青木) ○○さん。

向山議長 ○○さん。○○さんの件がありましたよね。

三田委員 その人は内地に居て、大島に通って営農している方。

向山議長 そうそうそう。

笠間委員 大島町に住所が無いとなれば。

五十嵐委員 住所が無くても。

事務局(課長) 本町住民または本町に関係のある個人もしくは団体なので、住民に限るものではないのでそこはクリアできると思います。年数も前にはあったのですが今は撤廃されているのでその辺も問題無いです。

向山議長 そうそうそう。また朝早くから夕方まで一生懸命。やはり女性一人で農業している人だから、たまに子どもたちが来て手伝うようなことを聞いています。

中山委員 もうキヌサヤやら何から1番栽培していますからね。

向山議長 今では本当に本職以上ですよ。

三田委員 本職でも感動しますよ。

向山議長 専業農家に値する。

向山議長 ○○さん。よろしいですか。

笠間委員 あとは○○さんの奥さん。○○さんの奥さん

向山議長 あ、奥さん。

笠間委員 ○○さんと ○○さん。

向山議長 ○○さんと ○○さんが出ました。

事務局(課長) ○○さんは多分もう出ています。

五十嵐委員 辞退した。

笠間委員 ○○さんも辞退した。

山本委員 あの、○○さん。

事務局(青木) ○○さん。

山本委員 明日葉作っている方なのですが。

山本委員 凄いです。あの奥さん。

笠間委員 □□の。

山本委員 □□。

五十嵐委員 ○○さん。

事務局(青木) はい。

山本委員 ○○。

三田委員 明日葉を専業でね。
三田委員 結構頑張っていますよね。
新保委員 あそこの明日葉は美味しい。
五十嵐委員 規模が凄いよね。
事務局(青木) 今3名出ています。
山本委員 ○○。
事務局(青木) ○○さん。
事務局(青木) はい。この4名で過去に表彰されているか確認して本人にお伝えします。
向山議長 ではよろしいですか。
笠間委員 はい。
向山議長 今挙がった4名に推薦を打診してください。ありがとうございました。
事務局(青木) はい。農業委員会の議案とはまた別に送らせて各家に届けさせていただきました。農業委員会農業者大会がありまして、こちらが11月6日から7日でありますのでこちらご参加いただける方は。締め切りが29日になっていますので、今出欠を取りたいと思います。これが東京の島しょ全部の農業委員さんと推進委員さんが対象になっていまして1日目に講演会等行って2日目に清瀬市でしたかね。農家さんを視察に行くというものになっています。今ここで出欠を取りたいと思います。
向山議長 中拂さんは、参加ですね。五十嵐さんどうですか。
五十嵐委員 はい。
向山議長 ありがとうございます。三田さんはどうですか。
三田委員 私は申し訳無いけど欠席で。
向山議長 春木さん。
春木委員 足、膝が痛くて歩けないのですよ。だから無理ですね。
向山議長 中山さん。
中山委員 仕事があります。
向山議長 山本さん。
山本委員 ダメです。
向山議長 新保さん。
新保委員 すみません、体調が悪いので。
向山議長 では私入れて3人。
事務局(青木) はい。では中拂さんと五十嵐さんと向山さんの3名が参加でよろしいですか。
向山議長 よろしいですか。では3名ということで。よろしくお願いします。
事務局(青木) 以上です。
向山議長 はい、他なにか。特にないようでしたら、これもちまして第7回大島町農業委員会を閉会いたします。
お疲れさまでした。

この会議録は書記が調製したもので、その内容については相違ないことを認め署名する。

大島町農業委員会

委員

大島町農業委員会

委員